

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百五十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文並びに第二十条第三号へ及びト、第二十一条第三号へ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第十第一号中「及びエダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）」を「エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）及びアスホターゼを「、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）及びアルファ製剤」に改め、同第二号（一）ハ中「及びエクリラ四〇〇μgジェヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）」を「、エクリラ四〇〇μgジェヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）及びハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）」に改める。

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

別表第3に次のように加える。

第5部 追 補 (2)

外 用 薬

品 名 規 格 単 位

(お)

オラネジン液1.5%消毒用アプリケータ10mL 1.5%10mL1管

オラネジン液1.5%消毒用アプリケータ25mL 1.5%25mL1管

オラネジン消毒液1.5% 1.5%10mL